

栗東市上下水道事業所包括業務委託 公募型プロポーザル実施要領

栗東市上下水道事業所包括業務委託（以下「本委託業務」という。）の受託事業者選定については、以下のとおり実施するものとする。

1. 目的

本要領は、栗東市上下水道事業所包括業務委託に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定めることを目的とする。

2. 業務概要

(1) 業務名

栗東市上下水道事業所包括業務委託

(2) 業務執行場所

栗東市上下水道事業所内とし、栗東市全域での業務を行うものとする。

(3) 業務内容

本要領及び「栗東市上下水道事業所包括業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおりに

(4) 履行期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

ただし、契約締結日から令和8年3月31日までの期間は引継ぎ等準備期間とし、当該期間の委託料は発生しないものとする。

3. 予算額（見積限度額）

282,007,000円（5ヶ年の上限価格、消費税及び地方消費税を含む。）

この金額は、契約予定金額を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。

なお、提案見積金額は、この限度額を超えてはならない。提案見積金額が限度額を超えた場合は、失格とする。

4. 実施形式

(1) 募集方法

公募型プロポーザルにより提案募集を行う。

(2) 選定方法

- ・企画提案内容について、書類審査及びプレゼンテーション審査を行う。
- ・提案事業者が4者以上の場合は、書類審査のみで一次審査を行い、上位3者を選定する。その後、選定された事業者において、プレゼンテーション審査による二次審査を実施する。
- ・総合評価点が最も高い者を、受託候補者として決定する。

5. 契約

- (1) 本業務に係る契約行為は、受託候補者の決定後、仕様等協議の上、随意契約を締結する。
- (2) 契約金額は、原則として企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。ただし仕様等協議時に企画提案に追加等があり、金額の増加が妥当である場合はこの限りではない。なお、この場合においても、「3. 予算額（見積限度額）」に記載の金額を超過してはならない。

6. スケジュール

項目	日程	備考
実施要領等の公表	令和 7 年 9 月 1 7 日（水）	市ホームページに掲載
質問書提出期限	令和 7 年 1 0 月 3 日（金）	電子メールにて受付
質問書回答	令和 7 年 1 0 月 1 7 日（金）	市ホームページに掲載
参加表明書・企画提案書等 各書類提出期限	令和 7 年 1 0 月 3 1 日（金）	持参又は郵送にて受付
書類審査（一次審査）実施 ※3者を超える場合	令和 7 年 1 1 月 4 日（火）	
書類審査（一次審査） 結果通知	令和 7 年 1 1 月 7 日（金）	郵送及び電子メールにて通知
プレゼンテーション審査 （二次審査）実施	令和 7 年 1 1 月 1 9 日（水）	郵送及び電子メールにて詳細を 通知
選定結果通知	令和 7 年 1 2 月 5 日（金）	郵送にて通知 市ホームページに掲載
契約締結	令和 7 年 1 2 月 2 6 日（金）	
業務委託開始	令和 8 年 4 月 1 日（水）	

※上記スケジュールは予定のため、変更することがある。

7. 参加資格

(1) 資格要件

本プロポーザルに参加する者は、次の資格要件を全て満たす者であること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く）、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者及び会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てをしている者でないこと。
- ③ 栗東市建設工事等指名停止基準（平成元年2月1日公示第4号）第2条及び第3条に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
- ④ 国税及び地方税（栗東市並びに本店及び本プロポーザルに参加しようとする支店等の所在地の市町村等のもの）の滞納がないこと。

- ⑤ 栗東市暴力団排除条例第6条により、次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。
- ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは営業所等の代表者をいう。以下この号において同じ）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「法」という）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という）であると認められること。
- イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められること。
- ウ 役員等が自己、自社もしくは第3者の不正の利益を図る目的または第3者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められること。
- エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められること。
- オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ⑥ 平成27年9月以降（過去10年間）公示日までに、本市と同規模以上の自治体について、同種又は類似業務3件以上の請負実績を有していること。

(2) 参加資格の喪失

契約締結までに資格要件を欠く事態に至った場合については、その参加資格を失うものとする。

8. 質疑・回答

(1) 提出方法

質問書（様式第4号）により、電子メールで提出すること。提出の際、電子メールのタイトルは「【質問書提出】栗東市上下水道事業所包括業務委託について」とし、電子メール送信後に必ず電話による受信確認を行うこと。電話又は口頭による質問は受け付けない。

(2) 提出期限

令和7年10月 3日（金）12時00分

(3) 提出先

栗東市上下水道事業所 上下水道課 管理係

TEL：077-551-0135

メールアドレス：suido@city.ritto.lg.jp

(4) 回答方法

令和7年10月17日（金）に、市ホームページに質問者名を伏せて回答を掲載する。ただし、質問内容が不明瞭なもの等、内容によっては回答しない場合がある。

9. 参加申込・資格審査

(1) 提出書類

- ・本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び栗東市財務規則（昭和46年

規則第18号)等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。なお、各種証明書については、提出日の直近3ヶ月以内に発行されたものであること。

ア 参加意思表明書(様式第1号)

イ 事業者概要書(様式第2号)

ウ 業務実績書(様式第3号)

エ 履歴事項全部証明書

オ 印鑑証明書

カ 国税の完納証明(その3の3)

(納付すべき国税がない場合)直近年度に滞納処分を受けていないことの証明

キ 市町村税の完納証明(「法人市町村民税」及び「固定資産税」)

(納付すべき市町村税がない場合)直近年度に滞納処分を受けていないことの証明

※対象の市町村等については、「7.(1) 資格要件」の項目④を参照すること。

ク 委任状(支店等名で本プロポーザルへの参加を希望する場合)

- ・公告日時点で、栗東市の令和7年度の物品・役務関係登録事業者として登録がある者は、エ～クの書類の提出を省略することができる。

(2) 提出期限

令和7年10月31日(金) 12時00分

(3) 提出先

〒520-3088

滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

栗東市上下水道事業所 上下水道課 管理係

(4) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、郵送されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等により申請書類等が到着しなかったことによる異議申し立ては受け付けない。

(5) 資格審査

提出された参加表明書類を基に、参加希望者が資格要件を満たしているかについて審査する。審査結果については、令和7年11月7日(金)までに文書にて通知する。

なお、参加資格が無いと認められた者は、通知日から7日以内に、市に対して説明を求めることができる。

10. 企画提案書等の作成方法及び提出方法

(1) 提出書類

次の書類について、7部ずつ提出すること。うち1部は正本として扱い、参加意思表明書に押印したものと同一印を押印すること。

ア 企画提案書(様式任意)

イ 業務見積書(様式任意)

※併せて、企画提案書の内容を電子データとして格納したCD-Rを一部提出すること。格納する

データのファイル形式は、PDFファイルとして作成すること。

(2) 企画提案書等の作成方法

① 企画提案書は、次の事項に留意し作成すること。

ア A4版、用紙縦置き、横書き、両面印刷、左綴じで製本すること。

イ 表紙及び目次を除く50ページ以内で記載すること。なお、文字の大きさは原則として11ポイント以上とすること。

ウ 本要領及び仕様書に掲げる各事項を踏まえて作成すること。なお、最低限記載すべき項目及び記載順は、「審査要領別紙 栗東市上下水道事業所包括業務委託 審査基準表」における「審査項目 提案内容」の通りとする。

② 業務見積書は、次の事項に留意し作成すること。

ア 提案金額は、「3. 予算額（見積限度額）」に記載する金額以下で提示すること。

イ 見積書には、総額及び年度ごとの金額を記載すること。また、積算内訳（項目ごとの金額）及び消費税及び地方消費税がわかるように記載すること。

ウ 参考資料として、見積内訳書（任意様式）を添付すること。

(3) 提出期限

令和7年10月31日（金）12時00分まで

(4) 提出先

〒520-3088

滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

栗東市上下水道事業所 上下水道課 管理係

(5) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、郵送されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等により申請書類等が到着しなかったことによる異議申し立ては受け付けない。

1.1. 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書類等の内容について、栗東市上下水道事業所包括業務委託に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）による審査を行う。

審査は「栗東市上下水道事業所包括業務委託 審査要領」に定める評価基準により審査員が採点することとし、選考結果及び評価点に対する異議申し立ては受け付けない。

(1) 一次審査（書類審査）

参加表明書等の提出があった者に対し、書類審査を行う。

① 実施日時

令和7年11月4日（火）までに実施する。

② 審査項目

「栗東市上下水道事業所包括業務委託 審査要領 3 審査方法」に基づいて、書類審査を行う。

③ その他

- ・応募者数が3者を超えた場合は、企画提案書等応募書類の内容について一次審査を実施し、上位3者程度を選考する。なお、応募者が3者以下の場合でも、提出書類に不備等があった場合は、失格とする。
- ・結果通知は、応募者全員に選考結果を文書にて通知する。なお、一次選考が実施されなかった場合は、その旨を通知する。

(2) 二次審査

一次審査通過者に対し、プレゼンテーション（ヒアリング）を実施する。

① 実施日時

令和7年11月19日（水）（予定）

② 実施場所

栗東市役所庁舎会議室を予定している。

③ 参加人数等

プレゼンテーション会場への入室は5名以内とする。

④ 審査項目

「栗東市上下水道事業所包括業務委託 審査要領 3 審査方法」に基づいて、プレゼンテーション審査を行う。

⑤ その他

- ・プレゼンテーションは各社の持ち時間を30分以内（予定）とし、その後10分以内で審査員からの質疑応答時間とする。
- ・審査当日の追加資料は原則認めない。ただし、パワーポイント等で説明する場合に、画面表示を手元で確認するために、画面表示と同じものを印刷した資料に限り配布を認める。
- ・プレゼンテーションで使用するパソコンやプロジェクター等の機器は、参加事業者が用意すること。ただし、スクリーンは審査委員会が用意するため、使用する場合は可能な限り早期に連絡すること。
- ・一次審査及び二次審査による合計得点で、最高得点をあげた事業者を受託候補者として選定する。
- ・評価点数が同点の場合、選定委員会の協議により選定する。
- ・総得点が1位であっても、仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は、受託候補者に選定しないことがある。
- ・審査結果は、二次審査を受けた提案者全員に書面にて通知する。

1 2. 審査結果

審査結果については、令和7年12月上旬に、全ての提案事業者（一次審査を実施した場合においては、プレゼンテーション審査の参加事業者）に文書で通知するとともに、市ホームページに掲載する。

1 3. 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は返却しない。
- (2) 提出後の差し替え・追加は認めない。ただし、市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求める場合がある。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断で、このプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 企画提案書の提出は、一者につき一案のみとする。

1 4. 情報公開及び提供

市は、提案者から提出された企画提案書等について、栗東市情報公開条例（平成12年条例第4号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については、決定後の開示とする。

1 5. その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

本プロポーザルに参加するための費用は、全て参加事業者の負担とする。

なお、やむを得ない理由等により、本プロポーザルを停止、中止又は取り消す場合においても、本プロポーザルに要した費用を栗東市に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

参加意思表明書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することとなった場合は、速やかに書面（様式任意）により、担当課宛てに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ① 参加資格要件を満たしていない場合
- ② 実施要領等で示された提出方法、提出場所、提出期限、書類作成及び記載上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ④ 見積書の提出について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為があった場合
- ⑤ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑥ プレゼンテーション審査において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑦ 本業務見積額が「3. 予算額（見積限度額）」に記載の金額を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合

には、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 異議申立

本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

16. 問合せ先

〒520-3088

滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

栗東市上下水道事業所 上下水道課 管理係 担当：高橋

電話番号：077-551-0135

メールアドレス：suido@city.ritto.lg.jp